

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、1. 賃借物件において飲食店を営む申立人の財物損害として、直接請求手続においては構築物であるから支払の対象とはしないとされた改装工事、電気工事及び給水設備が賠償されたほか、2. 日常生活阻害慰謝料（増額分）として、家族別離、妊娠中及び乳幼児を育児していたの各事由ごとに月額3万円が賠償され、また、3. 自治体関連団体において臨時職員として稼働していた申立人の平成27年3月分から平成28年2月分までの就労不能損害として、原発事故前の収入の一部（当初5割、後3割）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6、同X7、同X8及び同X9（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として金859万5473円の支払い義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙損害項目及び内訳記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払にかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

#### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年11月1日

(仲介委員 中尾 正浩)

申立人	損害項目	内 訳	期 間	金額
X1	財物損害(営業用)	改装工事分、電 気工事分及び給 水設備分		3,153,563
	日常生活阻害慰謝料(増額分)		H24.8.1~ H28.12.31	1,590,000
X3	就労不能損害		H27.3.1~ H28.2.29	901,556
X4 X5	日常生活阻害慰謝料(増額分)		H23.3.11~ H30.3.31	2,550,000
X5	日常生活阻害慰謝料(増額分)		H23.3.11~ H23.7.25	150,000
小 計				8,345,119
弁護士費用				250,354
合 計				8,595,473